

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 実施方針（案）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に準じて、我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）の実施方針（案）を公表する。

平成 30 年 10 月 4 日

我孫子市長 星 野 順 一 郎

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 実施方針（案）

我孫子市（以下「本市」という。）では、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、本事業を P F I 法の手続に準じて実施する。

ここに、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に準じて、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての本事業の実施に関する市の方針（以下「実施方針（案）」という。）を定め、公表するものである。

目 次

用語の定義	1
第1章 特定事業の選定に関する事項	3
1 事業内容	3
2 特定事業の選定	4
3 民間事業者が実施する業務の範囲	5
4 本市が実施する業務の範囲	7
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 民間事業者の募集及び選定方法	8
2 民間事業者の募集及び選定スケジュール	8
3 入札参加者の参加資格審査	9
4 審査手順	13
5 落札者決定後の手続	13
6 著作権	14
7 費用負担	14
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 想定されるサービスの水準及び仕様	15
2 想定されるリスク及び分担	15
3 本市による事業の実施状況の監視	15
第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
4 その他の支援に関する事項	17
5 議会の議決	17
6 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する問合せ先	17
参考資料 事業に係るリスク分担	19

添付資料1 事業用地

添付資料2 事業スキーム

用語の定義

本実施方針（案）で用いる用語を次のとおり定義する。

本施設	新廃棄物処理施設（工場棟、事務所棟）及びその他本事業において建設、運営される一切の施設・設備の総称をいう。
処理対象物	本市が本施設に搬入する可燃性の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等をいう。
エネルギー回収型廃棄物処理施設	「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（環境省平成30年3月改訂）において定義されるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）をいう。
DBO方式	公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
民間事業者	本市と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
特別目的会社	本事業の運営業務を実施するため、民間事業者が会社法(平成17年法律第86号)で規定する株式会社を本市内に設立する会社をいう。
建設工事請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	本施設の運営業務を行う特別目的会社をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し特定事業契約の締結に向けて、本市及び当該入札参加者の双方の協力について定める本市と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために民間事業者と締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき建設工事請負事業者と締結する本事業に係る建設工事請負契約をいう。
運営委託契約	基本契約に基づき特別目的会社と締結する本事業に係る運営業務委託契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営委託契約の総称をいう。
参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
入札参加者	参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
代表企業	単独の企業で参加する場合には当該企業を指し、企業グループで参加する場合には、構成員から選出され応募手続等を行う企業をいう。
構成員	本事業の公募に複数の企業で参加する場合において、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を本市又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ、特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。

協力企業	本事業の公募に複数の企業で参加する場合において、構成員以外の者で事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を本市又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定している企業をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成される「我孫子市新廃棄物処理施設整備運營業者選定委員会」をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却するために必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く施設をいう。
飛灰	集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理系統で捕集された灰(集じん灰等)をいう。
飛灰処理物	有害物に係る溶出基準及び含有基準を満たすよう、適正に処理した飛灰をいう。
処理不適物	焼却炉で処理できない不燃物、爆発性危険物等をいう。
焼却残渣	焼却処理により発生する焼却主灰、飛灰及び飛灰処理物をいう。
灰引取業者	本市が委託契約をし、焼却主灰、飛灰処理物を引き取る事業者をいう。
最優秀提案者等	選定委員会が選定する最優秀提案者及び優秀提案者をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

1.1 事業名

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業

1.2 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

1.3 公共施設等の管理者

我孫子市長 星野 順一郎

1.4 事業目的

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業は、本市における将来の安定的、かつ、安全なごみ処理体制の確立と新廃棄物処理施設整備詳細計画で掲げた「施設整備の基本方針」を具現化し、循環型社会を構築するためのエネルギー回収型廃棄物処理施設として整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

1.5 事業概要

本事業は、DBO方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、民間事業者単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

また、本事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は 35 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2）の対象事業として実施する予定である。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地

我孫子市中^{なかびょう}峠 2264 番地及び 2274 番地（添付資料 1 事業用地）

(2) 用地面積

約 2.9ha

(3) 土地利用規制

都市施設 : ごみ焼却場（昭和 46 年 10 月 1 日市告示第 42 号）

都市計画区域 : 市街化調整区域

用途地域 : 指定なし

防火地域 : 指定なし

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条地域に該当

高度地区 : 指定なし

風致地区 : 該当なし

建ぺい率 : 60%以下
容積率 : 200%以下

(4) その他

敷地の一部が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）で規定する河川保全区域に該当する。そのほか、事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、募集要項に示すこととする。

2) 施設概要

処理対象物を受入れ焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率の発電設備を備えたエネルギー回収型廃棄物処理施設

3) 年間計画処理量

27,206 t /年

4) 施設規模等

120t/日（60 t /日×2 炉 24 時間連続稼働）

5) 処理方式

ストーカ式焼却炉

6) 供用開始

2023 年 4 月 1 日予定

7) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結（2019 年 12 月予定）から 2023 年 3 月末まで

運営期間：2023 年 4 月 1 日から 2043 年 3 月 31 日までの 20 年間

1.6 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、適用される関係法令等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定

以下の考え方及び手順に従い、P F I 法の手続に準じて本事業を特定事業として選定する。

2.1 選定の考え方

次の 2 点を満たす場合、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 民間事業者に支払う施設整備費及び運営委託料を含め、事業期間全体における本市の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、

本市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。

- 2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、本市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持若しくは向上が見込めること。

2.2 選定手順

次の手順により客観的評価を行う。

- 1) 定量的評価の実施
 - ・事業期間全体における本市の費用の総額（施設整備費、運営委託料等）の評価
- 2) 定性的評価の実施
 - ・民間事業者に移転されるリスクの評価
 - ・公共サービス等水準の評価
- 3) 1)、2) の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。
- 4) 評価の結果を公表する。

3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング、本市が今後整備するリサイクルセンター（2025年度竣工予定）の発注業務及び建設業務等、本市が実施する業務に対して協力する。

3.1 設計・施工業務

- 1) 建設工事請負事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業に必要な事前の調査、許認可の取得等の支援を行う。
- 2) 施工については、土留め、杭・土工事、土木工事、建築工事（搬出入口・ランプウェイ等）、機械設備工事、機械設置据付工事、外構・門扉・植栽工事、その他本事業の実施に必要な工事を行う。
- 3) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及び手続関連業務、その他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

3.2 運營業務

- 1) 運営事業者は、本市と締結する運営委託契約に基づき、本施設の運營業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。なお、運營業務は、本施設の誘導業務、運転管理業務、維持管理業務、エネルギー利用、用益管理、情報管理業務、環境管理業務、物品等の調達及び関連業務をいう。
- 2) 運営事業者は、焼却残渣の適正処理及び保管を行う。灰引取業者の引取条件を満足する一般廃棄物等については、本市が指定する灰引取業者に引き渡す。

本施設から発生する焼却残渣について、安定的な処分（資源化を含む。）を確保す

るため、本市は、民間事業者が提案する灰引取業者、若しくは本市独自で調達する処分先、又はその双方に処分（資源化を含む。）を委託する。

- 3) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、本施設の使用電力に充てるとともに、本市が今後整備を予定するリサイクルセンター（2025年度竣工予定）へ送電を行い、さらに、余剰電力は売電を行う。

なお、売電収入は、本市に帰属する。

3.3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

- 1) 本施設の設計・施工に係る対価

本市は本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設工事請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。

- 2) 本施設の運営に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う。

なお、委託料は物価変動に基づき、本市と運営事業者が協議の上、年1回を限度に改定することができるものとする。

3.4 業務終了時の引継業務

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であり、建設工事請負事業者及び運営事業者は35年間以上の本施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

本市は、事業期間終了前に終了後の本施設の運営方法について検討し、建設工事請負事業者及び運営事業者は、本市の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示
- 2) 本事業終了後、本施設の運営を行う者（候補者を含む。）による本施設及び運転状況の視察対応
- 3) 運営業務全般に係る指導
- 4) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持管理費
 - ・ 調達費
 - ・ その他
- 5) 本施設の機能検査

4 本市が実施する業務の範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

4.1 用地の準備

本事業を実施するための用地は本市において確保し、2020年12月末までに、用地の既存構造物解体撤去・移設工事等を実施する。

4.2 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、本施設へ処理対象物の搬入を行う。

4.3 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

4.4 施設見学者への対応

本市は、施設見学者に対して対応窓口を担当するとともに、運營業業者と連携して適切な対応を行うこととする。

4.5 施設整備費及び運営委託料の支払い

本市は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）等に基づき施設整備費を建設工事請負事業者へ、運営委託料を運営期間にわたって運營業業者に支払う。

4.6 その他

本市は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行う。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、公平性・透明性を確保するため、高度技術提案型総合評価方式による一般競争入札により実施する。

なお、具体的な募集方法及び応募条件等については、募集要項において示す。

2 民間事業者の募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール (予定)	内 容
平成 30 年 10 月	実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表
平成 30 年 10 月	実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付締切
平成 30 年 10 月	実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表
平成 30 年 11 月	特定事業の評価・選定結果公表
平成 31 年 1 月	入札公告及び募集要項公表・配布
平成 31 年 2 月	募集要項に関する質問の受付締切 募集要項に関する質問への回答公表
平成 31 年 3 月	参加資格審査申請書類の受付
平成 31 年 4 月	参加資格審査結果の通知 概要ヒアリングの実施
平成 31 年 6 月	事業提案書の受付締切
平成 31 年 8 月	事業提案書の審査
平成 31 年 8 月	落札者の決定及び公表
平成 31 年 9 月	基本協定の締結
平成 31 年 11 月	仮契約の締結
平成 31 年 12 月	建設工事請負契約の議決 特定事業契約の締結

2.1 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答の公表

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見は「第4章 6 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する問合せ先」のとおりとする。

2.2 特定事業の選定結果の公表等

本市は、実施方針（案）に関する民間事業者等からの意見を踏まえた実施方針により、特定事業の選定結果を公表する。

2.3 入札公告

本市は、実施方針（案）に関する民間事業者等からの意見を踏まえた実施方針により、本市のホームページにおいて募集要項を公表する。

2.4 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は、参加資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加資格通過者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市のホームページにおいて公表する。

2.5 参加表明書及び参加資格審査申請書の受付、参加資格審査結果の通知

本事業の参加表明者に参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出を求める。

なお、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出方法、時期等の詳細については、募集要項において示す。また、参加資格審査結果は、速やかに参加表明者に通知する。

2.6 概要ヒアリングの実施

入札参加者に対し、事業提案書の受付に先立ち提案内容に関する意見交換の場を設ける。実施方法の詳細については、入札説明書において示す。

2.7 事業提案書（入札書）の受付

入札参加者に対し、募集要項に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。

なお、提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類等の詳細については、募集要項において示す。

2.8 落札者の決定及び公表

提案書の内容は、選定委員会において総合的に評価する。本市は選定委員会の審査結果を踏まえて落札者を決定し、公表する。

3 入札参加者の参加資格審査

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。本市は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

3.1 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大、かつ、プラントの設計・施工業務を主に行う者とする。また、代表企業を含む構成員の議決権を有する株式の保有割合が、事業期間中を通じて50%を超えるものとする。
- 2) 入札参加者は、設計・施工業務又は運營業務のうち、主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。
- 3) 代表企業、構成員及び協力企業は、本市又は民間事業者から業務を請負又は受託するものであること。
- 4) 代表企業、構成員及び協力企業は、複数の業務を行うことができるものとする。とともに、入札参加者は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。

- 5) 代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1社は本市内に本社又は本店がある企業が含まれるものとする。
- 6) 代表企業、構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。
- 7) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。(以下同じ。)
 - (ア) 資本関係がある場合

以下の①)又は②)のいずれかに該当する二者の場合。

 - ①) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - ②) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係がある場合

以下の①)又は②)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他すべての役員を指す。

 - ①) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
- 8) その他上記7)の(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。
- 9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

3.2 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

代表企業、構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、以下の資格要件を満たさなければならない。

なお、参加資格審査申請書類提出後においても、代表企業、構成員又は協力企業が以下の資格要件を満たさなくなった場合、本市は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程(平成11年告示第2号)第3条第2項に規定する入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 入札公告の日から事業提案書の提出期限までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成15年訓令第8号)に基づく指名停止措置を受けていないこ

と及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年告示第 84 号）に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。

- (4) 入札公告の日から過去 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 入札公告の日から過去 3 月以内に本市から契約解除をされていないこと。
- (8) 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (9) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (11) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (12) 直近 5 年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人住民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (13) 事業に関する本市の新廃棄物処理施設整備運営事業事業者選定支援等業務委託を受託する国際航業株式会社及び同社が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。
- (14) 実施方針（案）の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会の委員に対して、接触等の働きかけを行った者でないこと。

2) 設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、建設工事請負事業者として、以下の(1)から(3)までの各項の要件を満たす企業が含まれること。また、建築物の設計、建築物の施工、プラントの設計・施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。

なお、(1)から(3)までのうち、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

(1) 建築物の設計を行う企業

- ① 本市の建設工事又は建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿の登載者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2)建築物の施工を行う企業

- ① 入札参加資格者名簿で建築一式工事の登録があること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建築物の施工を主に行う企業は、建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(3)プラントの設計・施工を行う企業

- ① 入札参加資格者名簿で清掃施設工事の登録があること。
- ② 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ プラントの設計・施工を行う企業は、建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ④ プラントの設計・施工を行う企業は、以下の要件を満たす地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設のいずれかの納入実績があること。
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 60t/日以上かつ 2 炉構成以上の発電設備付ストーカ式焼却施設
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 60t/日以上かつ 2 炉構成以上のストーカ式焼却施設の高効率ごみ発電施設
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 60t/日以上かつ 2 炉構成以上のストーカ式焼却施設のエネルギー回収推進施設
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 60t/日以上かつ 2 炉構成以上のストーカ式焼却施設のエネルギー回収型廃棄物処理施設

3) 本施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運営業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。また、本施設の運営業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- (1) 本施設の運営業務を担当する企業のうち、整備又は補修等の工事の請負者は、入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方公共団体が所有し、稼働実績を有する 1 炉当たり 60t/日以上かつ 2 炉構成以上の発電設備付焼却施設で、3 年以上の運転実績（単年度運転委託を含む。）を有していること。
- (3) 前項の焼却施設での 3 年以上の運転実績を有し、かつ 1 年以上（運転実績期間との重複を認める。）現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から 1

年以上専任で配置できること。

4 審査手順

4.1 選定委員会の設置

本市は、民間事業者の審査を実施するに当たって我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、学識経験者、本市職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を本市に報告する。

4.2 審査手順の概要

審査手順の各段階の内容は、次のとおりである。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、入札参加者に対してヒアリング等を実施することがある。

1) 資格審査

参加表明者から提出された参加資格審査申請書類を基に、選定委員会で「3.2 入札参加者の参加資格要件」で示した要件を満たしているかの確認及び本事業の事業期間中、安定的に遂行する能力の有無について審査する。

2) 提案審査

入札参加者から提出された事業提案書を基に選定委員会で以下の審査を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を選定する。

(1) 基礎審査

募集要項において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、入札参加者の提案が十分に満足していること、事業計画がコストや収益の面から事業としての妥当性を有しているか等を確認する。

(2) 総合審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案について、選定委員会で提案書の定量化審査、提案価格の定量化審査を行い、総合点が最も高い入札参加者を選定する。

なお、具体的な審査項目については、募集要項において示す。

5 落札者決定後の手続

5.1 民間事業者の選定及び非選定

- 1) 本市と落札者は特定事業契約の締結のため、速やかに基本協定を締結し詳細な内容の協議と手続を行うものとする。
- 2) 民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5.2 落札者の失格

代表企業、構成員又は協力企業が、落札者決定から契約締結までに本市との特定事業契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条 不当な取引制限の禁止、第 8 条第 1 号競争の実質的な制限又は第 19 条不公正な取引方法の禁止に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- 2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人又は法人の役員若しくはその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

ただし、該当企業が協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず本市との協議の上、当該協力企業の変更を認めることとする。

5.3 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。

民間事業者は、本市が行う当該交付金の申請手続等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

6 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

7 費用負担

応募申込に係る経費は、参加表明者及び入札参加者の負担とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準及び仕様

民間事業者は、本事業の募集要項に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務及び運営業務を行う。

2 想定されるリスク及び分担

2.1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとする。

2.2 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料「事業に係るリスク分担」によるものとする。

なお、詳細については、募集要項において示す。

3 本市による事業の実施状況の監視

3.1 設計・施工期間

建設工事請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を本市へ提出し、本市の承諾を受けるとする。また、設計・施工業務の進捗状況について、本市に定期的に報告し、承諾を受けるとする。なお、本市は必要に応じて、建設工事請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができるものとする。

建設工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて試運転及び引渡性能試験に関する計画書を本市に提出し、本市は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は本市の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとする。

引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設工事請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとし、ダイオキシン類の分析は、独立行政法人製品評価技術基盤機構からダイオキシン類に係る特定計量証明事業者として認定を受けている機関が実施する。

また、業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本市は建設工事請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき建設工事請負事業者は必要な措置を講じるものとする。

3.2 運営期間

本市は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。

監視に当たっては、精密機能検査結果のほか、運営事業者は施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営事業者が自主監視を行い、結果を本市に報告するものとする。

また、本市は、必要に応じて、自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

本施設の運營業務の監視により、運営委託契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていない、又は運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、本市は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

3.3 運営期間の終了時

運営期間終了時には、本市は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、本市より確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

なお、運営期間の終了後、特別目的会社は改修等の必要な対応に備え1年以上存続するものとする。ただし、特別目的会社に代わり代表企業が対応することができるものとする。

第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、2023年4月1日に施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて、2043年3月31日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本市は、運営事業者との運営委託契約を解除し、本施設の運営を行う者を新たに選定する。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3.1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

3.2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して財政上及び金融上の支援等を行わない。

4 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、本市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本市と民間事業者が協議により対応策を検討する。

5 議会の議決

建設工事請負契約の締結に当たっては、本市議会の議決を得るものとする。

6 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する問合せ先

6.1 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付

本事業に関する問合せ先は、「6.4 問合せ先」のとおりとする。本実施方針（案）に関する質問・意見がある場合は添付様式1により、また、要求水準書（案）に関する質問・意見がある場合は添付様式2を使用し、郵送又は電子メール（使用するソフトはMicrosoft Excel(Windows版)とし、郵送の場合はCD-Rを同封）により、以下の期間

内に提出すること。

なお、電話等による問合せには応じない。

(質問・意見書の提出先)

6.4 問合せ先

(質問・意見書の提出期限)

平成 30 年 10 月 19 日 (金) 午後 5 時まで

6.2 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

質問・意見に対する回答は、以下の期限までに本市のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった質問・意見に関しては、本事業に直接関係するもので、本市が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問・意見について回答するとは限らない。

(質問・意見への回答公表期限)

平成 30 年 11 月 9 日 (金) 午後 5 時まで

6.3 実施方針（案）及び要求水準書（案）の変更

実施方針（案）の公表後、質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針（案）及び要求水準書（案）の内容を見直し、変更することがある。

6.4 問合せ先

住 所：〒270-1121

千葉県我孫子市中峠 2264 番地 我孫子市クリーンセンター内

E-mail：kensetsujunbishitsu@city.abiko.chiba.jp

宛 先：我孫子市環境経済部 クリーンセンター 新廃棄物処理施設建設準備室

電 話：04-7187-0015

F A X：04-7187-2379

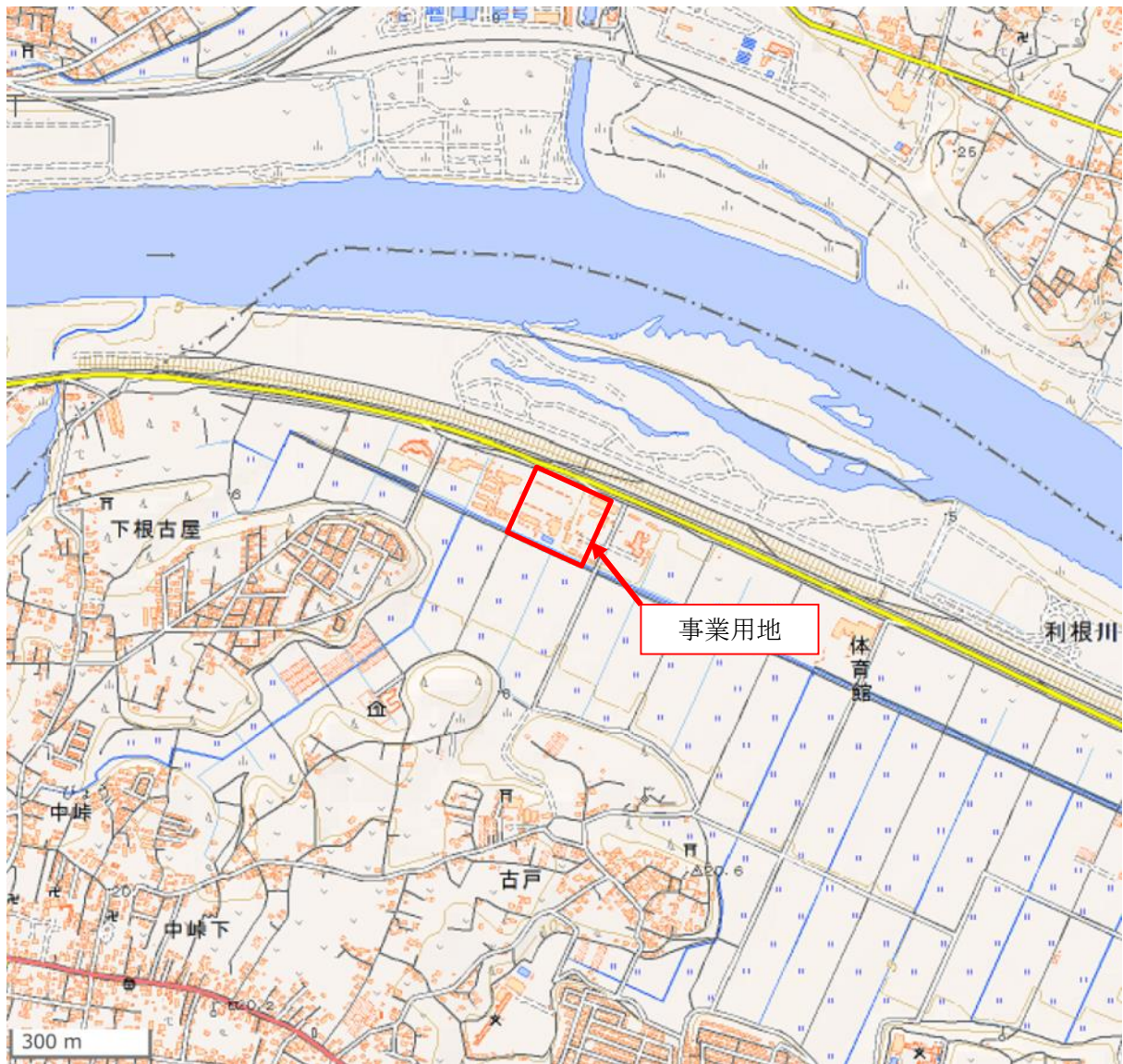
事業に係るリスク分担

(○：主分担、▲：従分担)

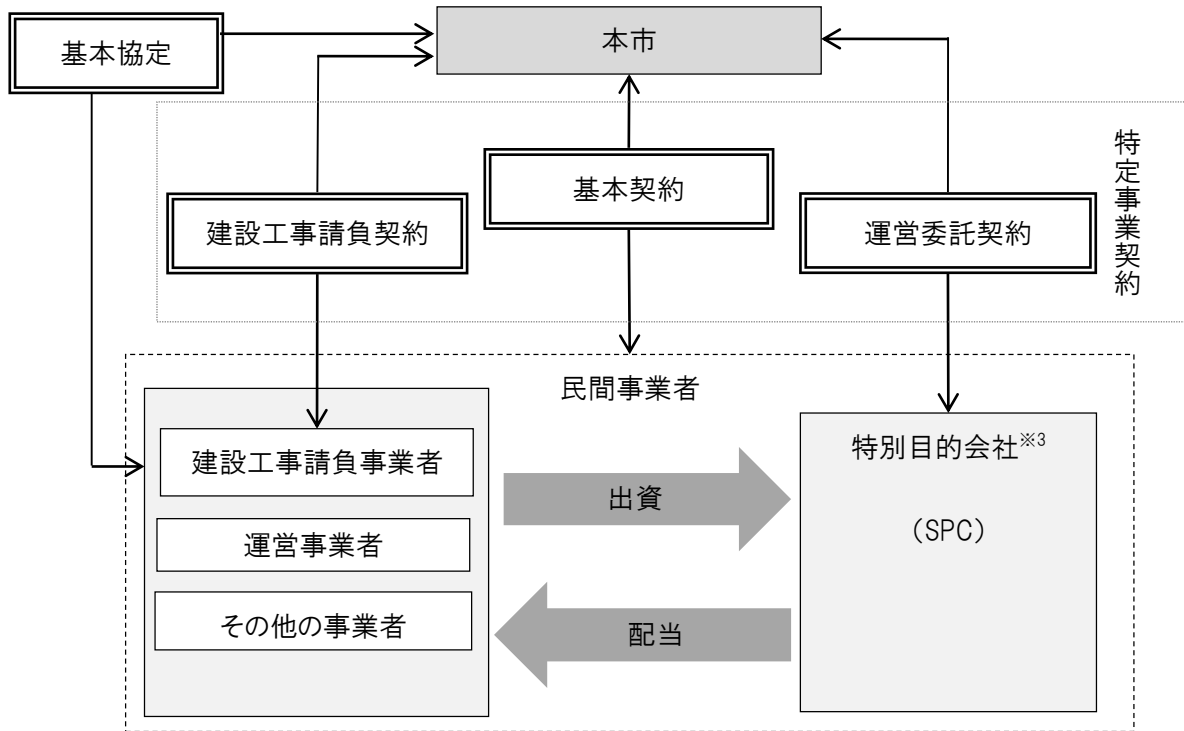
期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考	
			本市	民間事業者		
全期間	募集資料リスク	募集資料（入札説明書）等の誤り又は変更に関するもの	○			
	応募リスク	応募費用に関するもの		○		
	契約締結リスク	本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○			
		民間事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○		
	制度関連	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等に関するもの	○		
			上記以外の法令・税制度の新設・変更等に関するもの		○	
		政治リスク	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○		
		許認可リスク	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○	
	交付金リスク	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○		
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○			
	社会環境	周辺住民対応リスク	本市が民間事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟若しくは要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○		
			民間事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	▲	○	
			民間事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○	
		第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○	
	本市が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○			
	環境保全リスク	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○		
	用地リスク	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○			
		事業用地の確保に関するもの	○			
	資金調達リスク	民間事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○		
		本市において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○			
物価変動リスク	設計・建設、運営期間中の物価変動に伴う民間事業者の経費の増減に関するもの	○	▲	基準からの一定範囲内の物価変動は従が負担する。		
要求水準不適合リスク	規定する要求性能の不適合に関するもの		○			
不可抗力リスク	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の変更、延期、中断若しくは契約解除等に関するもの	○	▲	従は主と協力して、復旧にあたり、費用負担は事後協議とする。		

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
			本市	民間事業者	
	債務不履行リスク	民間事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの 又は民間事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○	
		本市の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合等に関するもの	○		
	事故の発生リスク	民間事業者の事由による事故の発生に関するもの		○	
		本市の事由による事故の発生に関するもの	○		
設計段階	測量・調査リスク	本市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○		
		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○	
	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○		
		民間事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○	
	計画変更リスク	本市の事由による計画変更、遅延に関するもの	○		
建設着工遅延リスク	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○			
	民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○		
建設段階	工事費増加リスク	本市の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○		
		民間事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○	
	工事遅延リスク	着工後の本市からの指示等、本市の事由による工事の遅延に関するもの	○		
		民間事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○	
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○	
試運転・性能試験リスク	試運転・性能試験（民間事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○			
	試運転・性能試験（民間事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合に関するもの		○		
運営段階	計画変更	本市の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	運営費用増加リスク	民間事業者の事由による運営費用の増大に関するもの		○	
	運営開始遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○		
		上記以外の要因に関するもの		○	
	ごみ量変動リスク	施設許容量から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	▲	一定範囲内のごみ量変動は従が負担する。
	ごみ質変動リスク	想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	▲	一定範囲内のごみ質変動は従が負担する。
	不適物処理リスク	搬入される不適物の処理に関するもの	○		
	ごみ受入制約時の対応	民間事業者の事由による施設処理不能のため、ごみの受入が制約された場合における本市の増加費用負担に関するもの		○	
焼却灰等処分地確保リスク	発生する焼却灰等の資源化を含めた最終処分等の処理先の確保に関するもの	○			

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
			本市	民間事業者	
	施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間中における施設の瑕疵に関するもの		○	
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	



出典：国土地理院（電子国土 Web）を参考に作成



※特別目的会社の設置については、詳細を募集要項に示す。